

平成 30 年 2 月 16 日

会 員 各 位

日本公認会計士協会  
会長 関根 愛子関係省庁からの「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示  
のための取組について」の公表について

平成 29 年 12 月 28 日付けで、金融庁及び法務省から「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」が、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表されました。

「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」(以下「一体的開示」という。)は、現行制度上でも可能ですが、両文書では、「未来投資戦略 2017」を受けて関係省庁が検討を行った結果、一体的開示をより行いやすくするための環境整備として、金融庁及び法務省が、平成 29 年度中を目途として共通化が可能であることを明確にするための法令解釈を公表するなどの対応を行うことが示されています。

当協会は、会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化を提言しており、両制度の要請を満たす一組の開示書類を株主総会前の適切な時期に開示すべきであると考えております。会社における開示書類の適正な作成期間、監査人における適正な監査期間、また、投資家における議決権行使のための十分な議案検討期間の確保が可能となるためには、株主総会の開催日を会社の個々の状況に応じて柔軟に設定することや、会社法と金融商品取引法の開示書類の記載内容の共通化をより容易とする取組を行うことが必要となります。このたびの一体的開示に向けた取組は、この一元化を着実に進めていくための一つのステップとなると考えられ、当協会においても「開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」」を取りまとめ平成 29 年 8 月に公表しております。

会員各位におかれましては、「未来投資戦略 2017」及びその具体的な取組である一体的開示の趣旨をご理解いただき、一体的開示への対応は会社の任意となりますが、個々の会社における適切・適時な開示の在り方や株主総会日程・基準日の合理的な設定に向けて、平成 30 年 3 月期以降の開示書類の記載内容の共通化について、会社とご検討いただくようお願いいたします。

当協会は、関係省庁で検討されている一体的開示について引き続き意見発信をしていく所存であります。

以 上

【参考】事業報告等と有価証券報告書との一体的開示の取組に係る公表物等

年 度	公表機関・団体等	公表物等
平成 26 年	日本経済再生本部	「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月）
平成 27 年	経済産業省	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」（平成 27 年 4 月）
	日本経済再生本部	「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月）
	日本公認会計士協会	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言 - 会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察 -」（平成 27 年 11 月）
平成 28 年	金融庁	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて -」（平成 28 年 4 月）
	日本経済再生本部	日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月）
	内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省	未来投資会議における関係省庁による「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」の検討状況の報告
平成 29 年	日本経済再生本部	未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月）
	日本公認会計士協会	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」（平成 29 年 8 月）
	金融庁、法務省	「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」（平成 29 年 12 月）
	内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省	「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成 29 年 12 月）